32 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
33 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
34 法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
35 法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］
36 法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
37 法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［三～八　略］
38 法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
39 法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

31 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
32 法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
33 法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
34 法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］
35 法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
36 法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　同上］
二　高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［三～八　同上］
37 法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
38 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

40 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
41 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
42 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
43 法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
44 法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
45 法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
46～54 ［略］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］
2 法別表第五第一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

39 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
40 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
41 法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
42 法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
43 法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
44 法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
45～53 ［同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［同上］
［新設］